

第 1 1 章 管理運営

高等教育を取り巻く環境が厳しさを増す中、大学が社会の要請に応え、有為な人材を継続して育成するためには、教育目標を実現することが可能である、適切な教学組織が必要なことはもちろんだが、さらに加えて適正な財務構造と適切な管理運営体制が必要である。

「適切な管理運営体制」に必要な下記の観点から点検・評価を行う。

明文化された規則に則り組織運営がなされている。

責任ある意思決定のシステムが確立している。

意思決定における判断基準が、教学・経営においてバランスがとれている。

決定事項を迅速・正確に処理するシステムが確立している。

学内外関係者の意見を積極的に取り入れるとともに、学内情報を公開することによりステークホルダーへの説明責任を果たす。

大学・学部の管理運営体制

A群 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性。

1. 教授会

(1) 京都文教大学教授会規程

学則第 54 条に、「本学に教授会をおく。」とあり、これを承けて「京都文教大学教授会規程」が設けられ教授会に必要な事項を定めている。教授会は教学に係る事項の審議機関として、その審議事項を第 8 条で次の通り定めている。

教育及び研究に関する事項

学則その他重要な規程に関する事項

学生の入学、休学、留学、復学、転学、退学、除籍、復籍及び賞罰に関する事項

学生の試験、及び卒業に関する事項

学生の厚生、補導に関する事項

教員の任免に関する事項

各種委員会に関する事項

その他の学事運営に関する重要な事項

(2) 教授会の運営

本学人間学部教授会は、より開かれた教授会という観点から、教授会規程第 2 条 2 項の「学長が必要であると認めるときは助教授およびその他の教職員を加えることができる」という規定にもとづき、教授の他、助教授・講師を含めて「拡大教授会」として、8 月を除く毎月第 3 木曜日に開催している。本来の教授会は、昇任人件および採用人件という人事案件等、規程に定められた案件がある場合にのみ開催している。

「拡大教授会」の招集は、京都文教大学教授会規程第 3 条により、学長が招集し、学部長が議長となると規定されている。

(3) 各種委員会 (別紙 京都文教大学各種委員会一覧)

本学では、別紙の通り各種委員会を設けている。各種委員会は、A：大学運営に係る委員会、B：教学に係る委員会、C：大学附置施設委員会、D：学内研究助成関係委員会、E：学科が所管する事項に係る委員会、の5グループに区分される。各委員会は原則として規程に従い運営されている。

教授会の主要審議事項である教学事項については、次の過程を経ている。

教務委員会は、教務部長が委員長となり、各学科から選出された教務委員をメンバーとして、教学に関する事項を管掌している。学生委員会は、学生部長が委員長となり、各学科から選出された学生委員をメンバーとして、学生に関する事項を管掌している。教務、学生にかかわる諸事項は、学科会の意見等を踏まえ、これらの委員会で検討し、作成された原案が、大学運営会議・大学教学会議で協議された後、教授会に提案、審議される。

(4) 教員人事

教員人事については、「京都文教大学教員選考規程」で必要な事項が定められている。採用人事・昇任人事はこれにもとづき行われる。採用人事は、各学科長が大学教学会議へ提案し、承認後、学長が教授会において発議する。昇任人事は、7月教授会で応募に関する公示が提案され、承認後、公示される。

採用人事・昇任人事とも、人事委員会の資格審査を経て、一案件について一審査委員会を設置して審査を行い、結果を教授会で報告した後、資料縦覧期間を経て教授会で投票が行われる。教員人事の最終的な裁権は理事長にあるが、実際的な決定は全て教学側に委ねられている。

(5) 課題と今後の方向

本学では開学以来、教授会を、「拡大教授会」(以下教授会という。)として実施してきた。大学運営の仕組みが必ずしも確立しておらず、教員の経歴・経験も多様であった開学当初は、全員が集まることはそれなりに有効であった。しかしながら2004年4月に新しく現代社会学科が設置され、教授会構成員が増えた為、今後、教授会として行っていくことの是非を再検討する必要がある。

又、教授会での審議事項については、ややもすると審議あるいは報告が不要なものまで提案されてきたきらいがある。本来であれば、教授会に至るまでの過程で検討され、意見が反映されているべきものが、教授会の場で改めて異なる意見が出たりすることがある。教授会と学科会の役割・機能分担を明確にし、合意形成の過程がどうあるべきかなど今後検討する必要がある。

又、本学は1学部だけであり、このため全学的事項と学科内事項との区別が、更には教学事項と運営事項の区別がされないまま、全て学科会、教授会に付議することが多く、執行機関と審議機関の機能分担について今後更に議論、整理をしていく必要がある。

各種委員会は、教員が大学の管理運営に携わる一つの仕組みではあるが、本学の委員会は、必ずしも体系的に整備されたものではなく、開学以来、都度必要に応じ委員会が設けられてきた。そのため委員会の数と委員数が増え、会議の開催調整が煩雑になり、委員会の見直しが必要になってきた。一方、委員の選出も、委員の職務内容の軽重や当該者の適不適よりも、全員が負担を平等にするという観点から持ち回りでやっているものもある。そのため、委員経験が蓄積されず組織力が高まっていかないという憾みがある。更に、委員会の検討過程が形式的になり、委員会としての機能を果たしていないケースがある。上述のような問題点を踏まえ、昨年度から今年度にかけて委員会の整理を検討してきた。特に研究助成については、所管の委員会だけで結論を出してしまうのではなく、大学運営の視点から判断がで

きるように変更を提案したが、合意に至らなかった。今後、各種委員会の役割を明確にし、教授会との関係において教授会構成員の意見の集約調整が効率的に行えるようなシステムを構築する必要がある。

教員人事に関する、基本的事項は規程化されて実施されてきている。しかしながらこれらは開学当初に制定されたもので、より公正・公平な人事が行えるよう規程の見直しがされてきたが、一部未解決のまま今日に至っている。特に、研究業績に関する資格基準・昇任基準については、学問特性により一律の設定が難しいこともあり、改訂について合意が得られず、従来そのままになっている。

より客観的、合理的な提案を検討すると共に、最終的には執行部の強いリーダーシップのもとで意思決定していく必要がある。今回、関連規程全般に亘り人事委員会で検討し、改めて提案していく。

なお、本学が位置する宇治キャンパスには京都文教短期大学が併置されているが、教授会、各種委員会、事務組織等は別組織として適正に運営されている。

2. 大学運営の会議体

本学の教学組織は、「京都文教大学教学組織規程」で定められており、その中で本学は役職として、学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、研究科長、教務部長、学生部長を置くことを定めており、これらの役職者を中心に大学を運営している。

2003年度まで「大学運営委員会」として行ってきた会議体を再編し、2004年4月から大学教学会議と大学運営会議を設置し次の通り実施している。

(1) 大学教学会議

大学教学会議は、教学事項（入試関係・教務関係・学生関係・進路/就職関係）および教員人事（規程、採用・昇任・派遣）について、大学としての基本的な方針を協議していく場として設けられた。構成員は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、教務部長、学生部長、学長補佐、事務局長である。毎月第2・4木曜日の2回開催することとし、第2木曜日の会議はその翌週開催される教授会に提案する事項の協議を主とし、第4木曜日の会議は将来計画に係る継続的課題についての意見交換を主として行っている。

(2) 大学運営会議

大学運営会議は、自己点検・評価関係、規程関係、予算関係、附置施設の運営関係、外部機関情報、教育後援会関係等に関する協議の場とし、毎月1回第1木曜日に開催している。構成員は、大学教学会議の構成員に大学付置施設の長である人間学研究所所長、健康管理センター長、学生相談室長、心理臨床センター長、および共通教育担当部長と総務部長を加えたメンバーで構成されている。

(3) 課題と今後の方向

1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では次のような提言がなされている。「学長や学部長（執行機関）と評議会や学部教授会（審議機関）との関係については、審議機関は学部の教育研究あるいは大学運営の重要事項について基本方針を審議する。執行機関は企画立案や調整を行うとともに重要事項については審議機関の意見を聞きつつ最終的には自らの判断と責任で運営を行う。このように機能分担と連携協力の関係の基本を明確化することが必要である。」

これらの視点から点検・評価した場合、本学においては未だ執行機関と審議機関の機能分担と連携協力についての全学的合意が得られているとは言い難い。

大学審議会答申を踏まえ、「大学教学会議」「大学運営会議」の設置をみたが、大学の意思決定のためのシステムとしては、必ずしも教職員間で十分に理解・合意を得たとは言い難く、今後ディスカッションを通じ理解と認識を深めていく必要がある。

現在、大学の意思決定システムの見直し途上であり、この過程で将来に向けて有効な教授会の有り様を見だして行くと共に、大学の意思決定が迅速にはかれるようなシステムを構築していく。

将来的には「大学教学会議」を執行機関として、「大学運営会議」を評議会的な全学的審議機関として位置づけることが、「大学教学会議」および「大学運営会議」で検討されている。

なお、2004年度中には「大学教学会議」と「大学運営会議」を規程化する予定である。

3. 学長、学部長の権限および選任手続

A群 学長・学部長の選任手続の適切性・妥当性

(1) 学長権限および選任手続

「京都文教大学教学組織規程」第2条で、「学長は校務を掌り、所属職員を統督する」と規定されており、外部に対しては「大学」を代表し、大学内にあっては教育研究に関わる大学の総括的執行・管理を行う執行責任と権限を有している。

また、学長は大学として立案・審議された事項を理事会へ提案する立場と、理事として法人の意思決定に加わり、経営管理の責任を分担する立場の2面性を有し、法人と大学間の合意形成の役割を果たすことが期待されている。

学校法人京都文教学園寄付行為第26条(学園長・副学園長・学校長および法人事務局長選考)を承けて、学長の選任手続は、「学園長・副学園長・学校長および法人事務局長選考規程」で定められている。

又、「京都文教大学教学組織規程」第6条で、学長は、「学園長・副学園長・学校長および法人事務局長選考規程」にもとづき理事長が任命する、と規定している。

「学園長・副学園長・学校長および法人事務局長選考規程」から学長の選任に係る条項を抜粋すると、次の通りである。

第4条 理事長は、次の各号の1に該当するとき学長の選考をする。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長の辞任を理事長が承認したとき
- (3) 学長が欠員となったとき

第6条 理事長は、第4号各号の一に該当する事情が生じたときは、学長候補者推薦委員会(以下推薦委員会)を招集し、学長候補者を推薦せしめる。

第7条 推薦委員会は次のものをもって構成する。

学園長、副学園長および学長、副学長並びに法人事務局長

理事会から選出された者 2名

評議員会から選出された者 2名 ただし、大学教職員のうちから選出された評議員を除く。

大学教授会から選出された者 5名

第10条 推薦委員会は、第3条に規定するもののうちから学長として適当と認められるもの2名以内を選出し、理事長へ報告する。

(2) 学部長権限および選任手続き

京都文教大学教学組織規程第3条2項には「学部長は、学長の統括のもとに学部に関する事項を管掌する。」と規定され、京都文教大学教授会規程第3条では、学部長が教授会の議長となることが規定され、定例的に行われる拡大教授会は、学部長の議長の下で議事が進められている。

学部長の選任については、「京都文教大学教学組織規程」に次の通り定めている。

第3条(学部長) 学部に学部長をおく。

2 学部長は、学長の統括のもとに学部に関する事項を管掌する。

とあり、第6条2項で副学長、学長補佐、学部長、学科長および研究科長は、本学教職員の中から学長の意向を受けて理事長が任命する、と規定している。本学の学部長は1996年の開学以来副学長が兼務してきたが、2004年度3月の任期満了にあたり本規程により現学部長が選任された。

(3) 課題と今後の方向

前述のように学長および学部長の選任手続は明確に規程化されており、これまでも規程に則り適正な選任手続が行われてきた。ただし、事務職員が学長候補者推薦委員会の構成員となっていないことは課題として挙げられる。今後は、大学経営に重要な役割を果たすことが期待される事務職員の意見が反映されることが望ましい。

学長の権限は「京都文教大学教学組織規程」第2条で、「学長は校務を掌り、所属職員を統督する」と規定されているが、前述の「大学・学部の管理運営体制」で記載したように、具体的な実行を伴う学長のリーダーシップを担保するシステムとしては弱い。学長のリーダーシップを担保するシステムの強化が急務である。その上で、学長を中心として全学的な教育研究目標・計画を策定し、それを学内外に明らかにすることが必要である。

学部長の役割は京都文教大学教学組織規程第3条2項に「学部長は、学長の統括のもとに学部に関する事項を管掌する。」と規定されているが、それ以上の詳細な内容は規定されておらず、執行者としての学部長の役割と権限が明確にされているとは言い難い。また、教務部長・学生部長等、役職者との機能分担と連携協力も十分とはいえなかった。

従来、教務部長・学生部長については役職者としての執務室はなかったが、今年4月の学部長の交替を機に、学部長室に教務部長・学生部長の執務スペースを設け、この三者間の連携を密にできるよう改善した。

また、2004年度より学長、学部長、教務部長、学生部長による週1回の定期的なミーティングを実施しており、連携協力の実を上げつつある。

更に今後は規程面で職務とその権限について明確化する必要があり規程化を進める。

4. 教学組織と法人理事会との関連

A群 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
--

「学校法人 京都文教学園寄附行為」第3章で、役員および理事会について定めている。

(1) 理事会

理事会については、第12条(業務の決定)で「この法人の業務は理事会で決定する。」と規定され、理事会が学園の最高意思決定機関として位置づけられている。

理事については、第5条(役員)1項1号で11人以上15人以内と定められ、理事の選任については第6条(理事の選任)で次の通り規定している。

学園長

この法人の設置する学校の校長(学長および園長を含む。以下同じ)のうちから互選によって選ばれた者2人

法人事務局長

この法人の専任教職員のうちから理事会において選任した者2人

評議員のうちから評議員会において選任した者2人

この法人に功労のあった者若しくは縁故ある者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者から3人以上7人以内

となっている。因みに現在の理事数は14名である。

2004年度は、大学から、学長、副学長、事務局長が選任され、理事会に出席し大学の意見を反映させている。又、その内容は、都度、大学運営会議・大学教学会議で報告されている。尚、2003年度に開催された理事会の回数は7回である。

(2) 常務理事会

「京都文教学園寄附行為」第5条の2項で、「理事の互選により、理事のうち1人が理事長となり3人が常務理事となる」ことが定められている。

又、「学校法人京都文教学園常務理事会規程」では、理事長と常務理事および法人事務局長を構成員とした常務理事会について定めている。また「京都文教学園寄附行為」第16条で、3名の常務理事は理事長を補佐し、理事長の定めるところにより、それぞれ総務、学務、会計に関する常務を分掌することが定められている。なお大学学長は、常務理事として会計を担当している。

(3) 評議員会

評議員会については、「学校法人 京都文教学園寄附行為」第4章 評議員会および評議員に規定されている。その中で、評議員会は32人以上37人以内の評議員をもって組織すると規定されており、現在は32名の評議員で構成している。構成員は、(22条)

この法人の学園長

この法人の設置する学校の校長のうちから互選によって選ばれた者3人

法人事務局長

この法人の専任教職員のうちから互選によって選ばれた者5人

この法人の専任教職員のうちから理事会において選任した者2人

この法人の設置する学校の在籍者の保護者のうちから理事会において選任した者5人

この法人の設置する学校の卒業生中年齢25年以上の者(この法人の設置する学校に在学する者を除く。)のうちから理事会において選任した者5人

この法人に功労のあった者若しくは縁故ある者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者10人以上15人以内(現在10名)

である。

このうち、大学からは、学長、副学長、学部長、事務局長の4名が評議員になっている。

評議員会は諮問機関として位置づけられ、第20条では諮問事項として、次の各号について理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないとされている。

- 予算、借入金、および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
- 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- 寄附行為の変更
- 合併
- 目的たる事業成功の不能による解散
- 寄付金品の募集に関する事項
- その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(4) 課題と今後の方向

本学校法人業務の最終決定機関は理事会であること、そして評議員会は、法人の業務決定に際し理事会に対し意見を述べる諮問機関であることが、寄附行為に明示されている。更に、理事長を補佐するために常務理事会が置かれ、常務理事3名がそれぞれ日常の法人業務について分掌することが規定されている。

教学組織からは、大学学長が会計を担当する常務理事として法人業務を担っている。大学学長の他に、理事として副学長および大学事務局長が選任され、学長と共に教学組織の責任者として理事会における意思決定に関わっている。又、評議員としては、学長、副学長、学部長、大学事務局長が選任されている。

このように、教学組織と理事会の間でそれぞれの意向を反映させることができるように、理事構成および評議員構成の工夫がなされている。

しかしながら、2003年度に開催された理事会は7回であり、常務理事会は1回のみ開催されている。今後の急激な大学環境の変化に対応していくためには、理事会の開催頻度を増やす必要がある。それと共に経営の視点による教学側への意見付与等、教学側と理事会との連携を密にして機能の充実に向け努力が必要である。この一助として2004年度に設置された「大学教学会議」に理事長および法人事務局長が列席し、教学組織の現状について理解を深める機会としている。

また、例年7月の教授会において、法人事務局長が前年度決算および当年度予算について説明を行っている。

大学院の管理運営体制

A群 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

1. 大学院委員会

「京都文教大学大学院学則」第50条(大学院委員会)で大学院各研究科に共通する重要事項の審議のために大学院委員会を置くことが定められ、第51条(大学院委員会の組織)で、構成員は、学長、各研究科長、および各研究科委員会構成員とすることが定められている。また、大学委員会での審議事項は、第53条(大学院委員会の審議)で次の通り規定している。

学位の授与に関する事項

大学院学則および諸規則の制定改廃に関する事項

大学院研究科およびその専攻等の設置ならびに改廃に関する事項

大学院教員の人事に関する事項

その他予算、施設等本学大学院全般に関する重要事項

2．研究科委員会

本学大学院には、臨床心理学研究科および文化人類学研究科の2研究科が設けられているが、各研究科の運営のために研究科委員会を設けることが定められている。(京都文教大学大学院学則第55条(研究科委員会))研究科委員会は研究科の授業を担当する教員で構成され、研究科委員会の審議事項として次の事項が規定(学則第58条(研究科委員会の審議事項))されている。

大学院の授業担当に関する事項

研究科教員の人事に関する事項

授業および研究指導に関する事項

入学・退学その他学生の身分に関する事項

試験に関する事項

課程修了の認定・学位授与に関する事項

その他研究科の教育研究の運営に関する事項

又、臨床心理学研究科において博士後期課程の人事および教学に関する事項を審議するため大学院学則第55条2項により博士後期課程分科会を設けている。前述の通りの事項の博士後期課程に関する事項を審議する。

3．文化人類学研究科

本学大学院文化人類学研究科には、2004年度において専任教員8名がおり、指導にあっている。教授6名、助教授2名である。教員の年齢分布は60代2名、50代3名、40代3名である。大学院開設時の学校法人・大学設置審議会の教員審査にかかった教員4名は研究指導教員と判定されている。2002年4月にあらたに教員4名(教授2名、助教授2名)を、研究科の審査委員会において大学院担当教員として任用した。

4．臨床心理学研究科

臨床心理学研究科には、博士後期課程研究指導教員が3名、研究指導補助教員が3名在任している。これは2002年の博士課程開設申請時において、大学設置審議会の教員審査にかかった教員であり、研究指導教員は○合と判定されたものであり、研究指導補助教員は合と判定されたものである。研究指導補助教員に関して1名の欠員が生じているが、博士課程前期研究指導教員の中から規定に従って選任されることが考えられている。

博士課程前期課程には、研究指導教員が6名、研究指導補助教員が6名在任している。これは2000年度の大学院臨床心理学研究科開設申請時において、○合と判定され、合と判定されたものである。その後、2名の新任教員(助教授)の採用がされたが、大学院の担当教員としては選任していない。

2004年度には臨床心理学研究科博士後期課程が完成年度を迎えることから、「京都文教大学学位規則」

「京都文教大学大学院教員任用規程」の整備を行った。

5. 事務組織

2004年度の事務組織改編により、大学院に係る事務処理は教務第1課が担当することとなった。現在、専任職員1名と非専任職員1名で業務に当たっている。

6. 課題と今後の方向

大学院委員会および各研究科委員会の運営は「京都文教大学大学院学則」に則り適正に行われている。現在、学科長と研究科長は兼務でないが、本学大学院は独立大学院ではないことから、学科長と研究科長が兼務することが望ましい。その上で、学部・大学院を統合した教務事務のより一層の推進が必要である。

また、2004年度に開設した人間学部現代社会学科が、2006年度には完成年度を迎えることから、新たな研究科設置の可能性を検討する必要がある。

